

《深川市議会基本条例修正案》 パブリックコメント見直し後

寄せられた意見を踏まえ、次のように修正しました。

【第20条として1条追加 ※以下1条ずつ繰り下げ】

条文案	逐条解説案
<p>(ハラスメントの防止等) 第20条 議会及び議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、あらゆるハラスメントの防止及び排除に努めるものとする。</p>	<p>【趣旨】 議会及び議員は、ハラスメントが人権侵害に当たることを認識し、あらゆるハラスメントの防止及び排除に努めることについて定めています。</p> <p>【解説】 第1項 ハラスメントは、相手の人格及び尊厳を害する人権侵害であり、被害者の心身に影響を及ぼすことや職務遂行の妨げとなることはもちろん、議会や議員全体に対する社会の信用及び信頼を失わせる行為です。 そのため、全ての議員は、個人としての人格を尊重し、相互の信頼を深め、快適に働くことができる環境の確立に努める必要があります。また、議員相互間の関係に加え、市長その他の執行機関及びその職員との関係においても、それぞれの立場と役割を尊重し、その職責を十分に果たすことができるよう、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、あらゆるハラスメントの防止及び排除に努めます。</p>